

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【公開番号】特開2018-124062(P2018-124062A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-97402(P2018-97402)

【国際特許分類】

F 25 D 23/02 (2006.01)

F 25 D 23/06 (2006.01)

【F I】

F 25 D 23/02 304C

F 25 D 23/02 304A

F 25 D 23/06 W

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月20日(2018.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉フレームと、

前記扉フレームに取り付けられた前面板と、

前記扉フレーム内にその前面が前記前面板の裏面と対向するように配置された構造体と、

前記構造体の後面側に配置された平板状の真空断熱材と、

前記真空断熱材の前面と前記前面板の裏面と前記構造体の外側面によって囲まれた空間に配置された成形断熱材とを備え、

前記扉フレームには、前記前面板を嵌め込んで取り付けるための内凸縁部が設けられており、

前記内凸縁部は、扉フレーム内側から張り出すとともに扉フレーム前面側の開口部の少なくとも一部を形成している冷蔵庫扉。

【請求項2】

前記扉フレームの前端部が前記前面板の前端部よりも後ろ側に位置している請求項1に記載の冷蔵庫扉。

【請求項3】

前記内凸縁部は、前記扉フレームの内側面に前記前面板よりも後ろ側の位置においてフレーム内側に張り出している請求項2に記載の冷蔵庫扉。

【請求項4】

前記構造体に収納部が配置され、

前記収納部の長手方向長さよりも、前記前面板を前記内凸縁部に取り付けるための接着部材の長手方向長さのほうが長い請求項1～3の何れか1項に記載の冷蔵庫扉。

【請求項5】

前記収納部には開口が形成され、

前記開口の長手方向長さよりも前記接着部材の長手方向長さのほうが長い請求項4に記載の冷蔵庫扉。

【請求項 6】

前記真空断熱材が、前記収納部および前記内凸縁部を後ろ側から覆う請求項 4 または 5 に記載の冷蔵庫扉。

【請求項 7】

前記成形断熱材を位置決めするための凸段部が設けられている請求項 1 ~ 6 の何れか 1 項に記載の冷蔵庫扉。

【請求項 8】

前記扉フレームが一体形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の冷蔵庫扉。